

# 高 浜 市 水 防 計 画

(令和7年度変更)

最終変更：令和8年2月

高 浜 市



# 目 次

<b>第1章 総 則</b>	<b>1</b>
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任と権限	1
第4節 安全確保	3
<b>第2章 水防組織</b>	<b>5</b>
第1節 高浜市の水防組織及び所掌事務	5
第2節 水防団の組織	7
第3節 水防分担区域等	7
<b>第3章 非常配備</b>	<b>9</b>
第1節 水防本部の非常配備体制	9
第2節 水防団の非常配備体制	9
第3節 消防局及び消防署の非常配備体制	9
<b>第4章 水防施設等</b>	<b>10</b>
第1節 水防倉庫及び水防資器材	10
第2節 土のう用土砂等	11
第3節 通信連絡	11
第4節 非常輸送	11
<b>第5章 水防上の重要箇所</b>	<b>12</b>
第1節 重要水防箇所	12
第2節 水防上重要な水こう門	12
<b>第6章 水防に関連する予報・警報</b>	<b>13</b>
第1節	
気象庁・気象台が発表又は伝達する注意報・警報の種類、発表基準及び伝達系統	13
第2節 洪水予報河川に関する洪水予報	19
3節 水防警報	21
<b>第7章 水位情報の周知</b>	<b>25</b>
第1節 水位情報	25
第2節 洪水予報河川に関する洪水予報	25
第3節 水位情報伝達系統	25

<b>第8章</b>	<b>水防活動</b>	<b>26</b>
第1節	雨量・水位・潮位の監視と通報	26
第2節	監視及び警戒とその処置	26
第3節	水防作業	26
第4節	立退き避難の決定と指示等	27
第5節	出動信号及び水防標識	27
第6節	決壊後の処置並びに被害状況の報告	28
第7節	水防解除	29
第8節	公用負担	29
第9節	水防報告	30
<b>第9章</b>	<b>他の水防機関等との協力応援</b>	<b>31</b>
第1節	一般住民の義務等	31
第2節	警察官の援助	31
第3節	自衛隊の災害派遣	31
第4節	河川管理者の協力	31
第5節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	32
<b>第10章</b>	<b>その他</b>	<b>33</b>
第1節	事業所専用水門等の管理	33
第2節	水防施設の管理	33
第3節	水防訓練	33
第4節	水防協力団体	33
<b>別添1</b>		<b>34</b>
<b>別添2</b>		<b>38</b>
<b>別表1</b>		<b>40</b>
<b>別表2</b>		<b>41</b>
<b>別表3</b>		<b>41</b>
<b>別図</b>		<b>42</b>

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸等に対し水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送、排水門及び防潮扉の操作、水防団員の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な資器材の整備、避難のための立退き（以下「立退き避難」という。）について実施の大綱を示したものであり、高浜市地域防災計画と相まって水害の軽減に努めることを目的としたものである。

### 第2節 用語の定義

- 1 高浜市水防本部  
市内における水防を統括するために設置する組織をいう。
- 2 水防管理団体（法第2条第2項）  
水防の責任を有する「高浜市」をいう。
- 3 指定水防管理団体（法第4条）  
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。高浜市は、愛知県水防計画において指定水防管理団体に指定されている。
- 4 水防管理者（法第2条第3項）  
水防管理団体である「高浜市」の長である高浜市長をいう。
- 5 消防機関（法第2条第4項）  
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（衣浦東部広域連合消防局）をいう。
- 6 消防機関の長（法第2条第5項）  
衣浦東部広域連合消防長をいう。
- 7 水防団（法第6条）  
高浜市消防団をいう。
- 8 水防警報（法第2条第8項、法第16条）  
水防警報河川等について、国土交通大臣又は知事が、洪水、高潮又は津波によって災害が発生するおそれがあると認めたととき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 第3節 水防の責任と権限

水防の責任と権限は、法によりそれぞれ次のように規定されている。

- 1 水防管理団体（水防管理者）の責任と権限  
水防管理団体（水防管理者）である高浜市（長）は、次の事項により、高浜市内の水防を十分に果たすべき責任と権限（法第5条の水防団等の所轄に係る事項を含む。）を有する（法第3条）。
  - (1) 水防体制を確立すること（法第3条）
  - (2) 水防団を設置すること（法第5条第1項）
  - (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第2条第6項、法第3条）
  - (4) 通信連絡系統を確立すること（法第2条第6項、法第27条）
  - (5) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第9条）

- (6) 水位状況の関係者への通報（法第12条）
- (7) 水防団又は消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
- (8) 水防団又は消防機関により警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずること（法第5条第3項、法第21条第1項）
- (9) 警察官の出動を求めること（法第22条）
- (10) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
- (11) 決壊等の通報（法第25条）
- (12) 決壊後の被害の拡大の防止（法第26条）
- (13) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
- (14) 水防上緊急の必要がある場合の公用負担権限の行使（法第28条）
- (15) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対する立退きの指示及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第29条）
- (16) 水防に要する費用の負担（法第41条）
- (17) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償（法第45条）
- (18) 水防に関する報告の提出（法第47条）
- (19) 平常時における区域内的の河川、遊水池、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第9条）
- (20) 消防事務との調整（法第50条）
- (21) 水防協力団体の指定、監督（法第36条、法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

## 2 指定水防管理団体の責任

- (1) 消防機関が水防事務を十分行えない場合における水防団の設置（法第5条第2項）
- (2) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項）
- (3) 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第4項）
- (4) 毎年の水防訓練（法第32条の2）

## 3 市防災会議の責任

- (1) 市地域防災計画に、浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めること（法第15条第1項）
  - ア 洪水予報等の伝達方法
  - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
  - ウ 災対法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
    - (ア) 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設
    - (イ) 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等
    - (ウ) 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等
  - オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 市地域防災計画において、要配慮者利用施設、大規模工場等、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法第15条第2項）

## 4 水防団（水防団長、水防団員）の責任と権限

- (1) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。（法第9条）
  - (2) 水防上緊急の必要がある場所に赴くときに、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行すること（法第19条）
  - (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（法第21条）
  - (4) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
  - (5) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
  - (6) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
  - (7) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
  - (8) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）
- 5 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任
- (1) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告すること（法第15条の3第1項、第2項）
  - (2) (1)に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うこと（法第15条の3第5項）
  - (3) 国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めること（法第15条の3第6項）
- 6 市長の責任と権限
- (1) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示をすることができ、指示に従わなかったときはその旨の公表をすることができること（法第15条の3第3項、第4項）
  - (2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならないこと（法第15条の11）
- 7 警察官の事務
- 水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（法第21条第2項）
- 8 住民の義務
- 常に気象状況、水防状況等に注意し、市長から要請があったときは水防に従事するとともに、市長から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。（法第24条、法第29条）

## 第4節 安全確保

### 1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 2 安全配慮

水防団員の安全確保を考え、次のとおり配慮するものとする。

- (1) 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (2) 避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
- (3) 水防活動時には、ライフジャケットを着用すること。
- (4) 水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）。
- (5) 水防活動時に安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯すること。
- (6) 水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施すること。
- (7) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 津波浸水想定区域内にいる水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先すること。

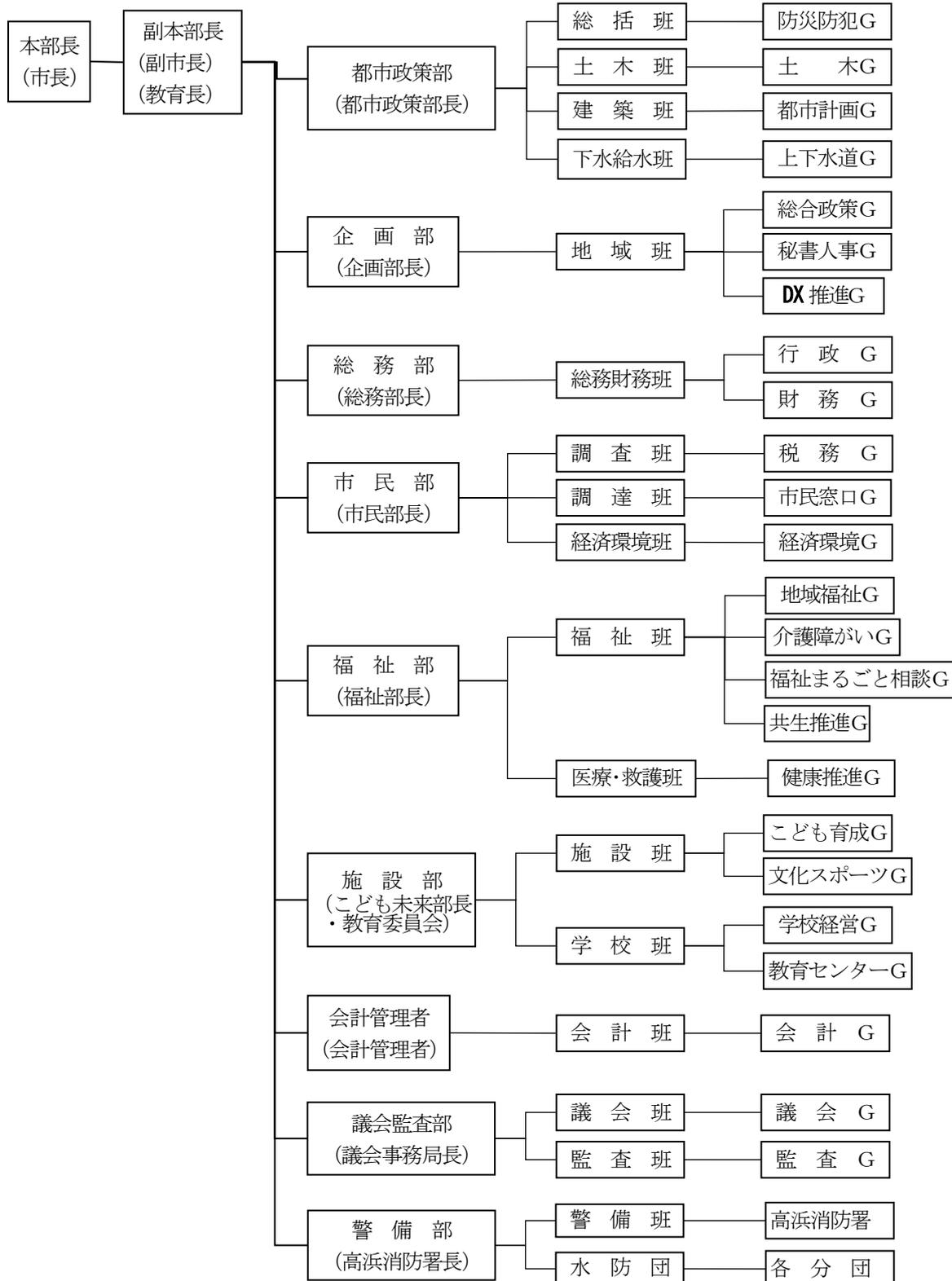
## 第2章 水防組織

### 第1節 高浜市の水防組織及び所掌事務

#### 1 水防本部の組織

水防本部は、気象状況の悪化により各種の注意報が発せられ水災の発生が予想されるとき設置する。その組織は次のとおり。

高浜市水防本部組織



## 2 水防本部の所掌事務

第1 非常配備における水防本部の所掌事務は、次表のとおりとする。

気象情報及び水位、潮位等に注意し、警戒を要することが予想される事態発生までかなり時間的余裕があるとき、情報連絡活動を主とし、事態の推移により直ちに招集し、初期の活動ができる体制とする。

配備又は解除の時期	配 備 体 制		所 掌 事 務
	部	班	
<b>配備の時期</b> 1 次の注意報の1以上が高浜市に発表されたときで、市長が特に非常配備体制をとる必要があると認めたととき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水 〃 (3) 高潮 〃 (4) 強風 〃 (5) 波浪 〃 (6) 大雪 〃 2 次の警報が西三河南部地域を構成する一市町以上に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 3 その他市長が必要と認めたととき。	都市政策部 (都市政策部長)	総括班	1 本部の庶務に関すること 2 災害情報及び被害状況の収集・報告 3 防災行政用無線の保守に関すること 4 その他都市政策部長が必要と認めること
		土木班 建築班 下水給水班	1 排水ポンプに関すること 2 その他都市政策部長が必要と認めること
	企画部 (企画部長)	地域班	1 本部長の秘書に関すること 2 職員の動員に関すること 3 町内会・まちづくり協議会との連絡調整に関すること 4 その他企画部長が必要と認めること
	総務部 (総務部長)	総務財務班	1 庁舎の自家発電機等の緊急点検に関すること 2 防災行政用無線の受発信に関すること 3 その他総務部長が必要と認めること
	市民部 (市民部長)	調査班 調達班 経済環境班	1 食料等の調達に関すること 2 食料等の輸送に関すること 3 その他市民部長が必要と認めること
	<b>解除の時期</b> 1 災害の発生する恐れが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策が概ね完了したとき。 3 その他市長が認めたととき。	福祉部 (福祉部長)	福祉班 医療・救護班
施設部 (こども未来部長・教育委員会)		施設班 学校班	1 避難所の開設及び維持管理 2 その他施設部長が必要と認めること
警備部 (高浜消防署長)		警備班 (消防署副署長) 水防団 (水防団長)	1 人命の捜索及び救出保護 2 行方不明者の捜索 3 危険区域の巡視 4 水門等の操作 5 予報警報等の伝達 6 住民の立退き避難 7 高浜消防署と水防団との連絡 8 気象及び水位等の観測

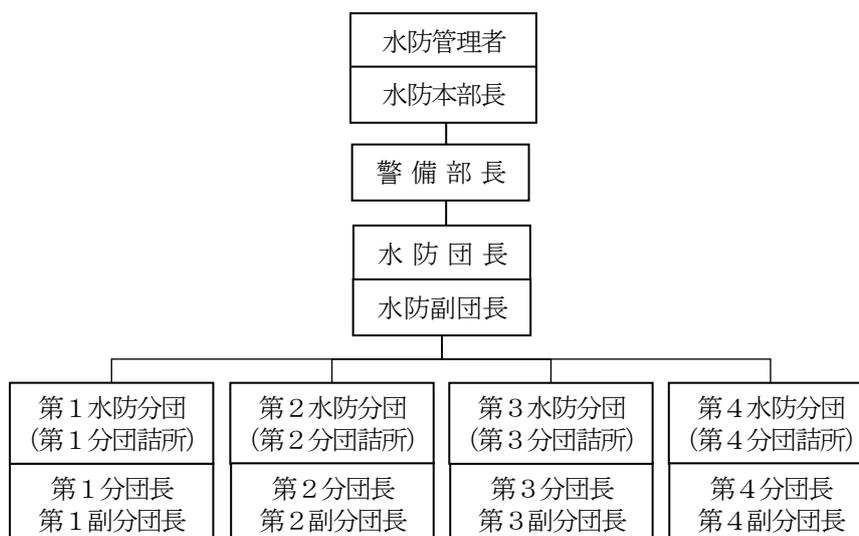
3 高浜市水防本部は、高浜市災害対策本部が設置された場合（第2 非常配備及び第3 非常配備）は、高浜市災害対策本部に統合されるものとする。

なお、この場合の水防本部の組織及び所掌事務は、高浜市地域防災計画に定める高浜市災害対策本部の編成組織及び所掌事務に準ずる。

## 第2節 水防団の組織

消防団は、水防に関しては水防団となり、水防活動に従事する。

水防団の組織は、次図のとおりとする。



## 第3節 水防分担区域等

### 1 水防団の水防分担区域

水防団の水防分担区域は、次表のとおり。

本部・分団名	責任者	人員	水防分担区域
団本部	団長	10	—
第1水防分団	分団長	28	春日町、青木町海岸一円、2、9～11号、14～16号防潮扉、E樋管、赤松陸閘、北浦1～3号防潮扉
第2水防分団	分団長	28	碧海町、田戸町海岸一円、3、12、13、19号防潮扉、A、B、C、東海樋管
第3水防分団	分団長	28	前川左岸樋門、新田町沿岸一円、流作新田樋門、鞆1号防潮扉、芳川町海岸一円
第4水防分団	分団長	28	稗田川流域一円

(注) 以上のとおり分担区域を定めるも、状況に応じて相互に協力応援するものとする。

2 水門等の所在地、操作担当者等は、次表のとおり。

河川、海岸名	名称	所在地	操作担当者	構造	管理者
高浜海岸 吉浜高浜地区	前川左岸樋門	新田町三丁目	第3分団	ステンレス製スライドゲート(電動式)	愛知県 (建設)
〃	輛1号防潮扉	〃 一丁目	〃	アルミ合金製横引扉	高浜市 土地改良区
〃	中吉樋門	〃 三丁目	高浜市 土地改良区	(外)FRP製スイングゲート (内)ステンレス製スルースゲート	高浜市 土地改良区
〃	流作新田樋門	〃 四丁目	第3分団	ステンレス製スライドゲート(電動式)	愛知県 (建設)
〃	腰落樋門	〃 四丁目	高浜市 土地改良区	(外)プラスチック製スイングゲート (内)ステンレス製スルースゲート	愛知県 (農水)
〃	江川樋門	〃 四丁目	高浜市	(外)プラスチック製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	愛知県 (農水)
〃	芳川樋門	芳川町四丁目	〃	ステンレス製巻上式	高浜市
〃	服部新田樋門	〃 四丁目	高浜市 土地改良区	(外)木製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	高浜市 土地改良区
〃	赤松陸閘	春日町一丁目	第1分団	アルミ合金製横引扉	愛知県 (建設)
衣浦港海岸 高浜地区	10号防潮扉	〃 七丁目	〃	鉄製横引扉	愛知県 (港務所)
〃	9号防潮扉	〃 七丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	北浦1号防潮扉	〃 七丁目	〃	鉄製扉	愛知県 (港務所)
〃	北浦2号防潮扉	〃 七丁目	〃	鉄製横引扉	愛知県 (港務所)
〃	北浦3号防潮扉	〃 九丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	E樋管	青木町一丁目	〃	ステンレス製巻上式	愛知県 (港務所)
〃	11号防潮扉	〃 一丁目	〃	鉄製横引扉	愛知県 (港務所)
〃	14号防潮扉	〃 一丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	15号防潮扉	碧海町一丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	16号防潮扉	〃 一丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	2号防潮扉	〃 二丁目	〃	アルミ合金製横引扉(電動式)	愛知県 (港務所)
〃	3号防潮扉	〃 二丁目	第2分団	〃	愛知県 (港務所)
〃	A樋管	〃 二丁目	〃	ステンレス製巻上式	高浜市
〃	B樋管	〃 四丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	12号防潮扉	〃 五丁目	〃	アルミ合金製横引扉(電動式) (2024年5月竣工予定)	愛知県 (港務所)
衣浦港海岸 新川地区	19号防潮扉	田戸町二丁目	〃	〃	愛知県 (港務所)
〃	東海樋管	〃 一丁目	〃	FRP製巻上式	高浜市
〃	13号防潮扉	〃 六丁目	〃	アルミ合金製横引扉	愛知県 (港務所)
〃	C樋管	〃 六丁目	〃	鉄製巻上式	愛知県 (港務所)

(注) 第4分団にあつては、各分団の支援をするものとする。

## 第3章 非常配備

### 第1節 水防本部の非常配備体制

水防時に水防本部長が発する非常配備体制により、水防活動、応急対応策等の一体的活動を期する。

高浜市の非常配備体制は、「高浜市地域防災計画」に基づく配備体制とする。（第1非常配備、第2非常配備（準備・警戒体制）、第3非常配備）

### 第2節 水防団の非常配備体制

水防本部の設置と同時に、水防団員は原則として自宅待機体制に入るものとする。

#### 1 第1非常配備

各分団長以下5名は分団車庫に待機し、水防本部よりの指令を待ち第2非常配備体制に備える。

#### 2 第2非常配備（準備・警戒体制）

台風が本市に接近する恐れがある場合又は洪水、高潮、津波の発生が予想される場合、水防団編成定員の2分の1が出動し水防資材の整備、点検、水門等開閉、水防巡視等に従事し水防活動体制を整える。

#### 3 第3非常配備

台風、洪水、高潮又は津波の災害発生の恐れが多分にある場合、全員出動し水防本部長の命により水防活動をする。

### 第3節 消防局及び消防署の非常配備体制

水防本部の設置と同時に、第2章第1節第2表に定める所掌事務により水防活動に入り、第2非常配備以後は関係職員を招集し災害防止の万全を期す。

## 第4章 水防施設等

### 第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防倉庫及び水防資器材の現状は、次表のとおりである。

水防倉庫名 所在地等		高取水防倉庫	稗田町水防倉庫 (本部用)	計
所在地		本郷町	稗田町	
面積 (m <sup>2</sup> )		40.88	43.20	84.08
対象河川・海岸		稗田川	稗田川	
主要 資材	杭木 (本)	210	15	225
	麻袋 (袋)	140		140
	ビニール袋 (枚)	4,000	1,600	5,600
	水土のう (枚)		500	500
	ナイロンロープ (巻)	16		16
	荒縄 (巻)	17		17
	クレモナロープ (巻)	2		2
	鉄線 (針金) (kg)	110	20	130
	ビニールシート (枚)		65	65
主 要 器 材	たこづち (丁)	2		2
	掛矢 (丁)	6	1	7
	シャベル (丁)	74	65	139
	のこぎり (丁)	2		2
	おの (丁)	2		2
	じょれん (丁)	2		2
	み (丁)	3		3
	くわ (丁)	1		1
	びっちゅう (丁)	4		4
	つるはし (丁)	2		2
	かま (丁)	10		10
	ハンマー (丁)	0	2	2
	ペンチ (丁)	0	2	2
	しの (丁)	0	1	1
	クリッパー (丁)	1	1	2
	かつぎ棒 (本)	3		3
	もっこ (枚)	0		0
	一輪車 (台)	2	3	5
	足場板 (枚)	2	5	7
	ボート (艇)		3	3
救命具 (着)	0	30	30	
照明灯 (台)		3	3	
発電機 (台)		1	1	
担架 (台)	7		7	
バール (丁)		2	2	

## 第2節 土のう用土砂等

稗田川堤防、海岸地区が危険な場合は、付近にある土砂を現地収用して使用する。

## 第3節 通信連絡

### 1 通信連絡方法

通信連絡方法は次の方法を用いる。

- (1) 一般加入電話
- (2) 無線（消防・防災行政無線）
- (3) 高度情報通信ネットワーク
- (4) サイレン（同報無線）
- (5) 伝令
- (6) 防災メール
- (7) 防災ラジオ

### 2 通信連絡事項

通信連絡事項は次のとおりとする。

- (1) 気象状況（注意報、警報等の発表、解除）
- (2) 水防団待機水位（通報水位）、雨量、氾濫注意水位（警戒水位）、水防団及び関係機関との連絡
- (3) 水防活動の指示報告
- (4) 立退き避難の指示等の避難情報
- (5) 堤防の決壊、水害発生等の報告連絡等
- (6) 水防警報の発表、解除の通報

## 第4節 非常輸送

- 1 市所有車両及び消防車両等を使用する。
- 2 市所有車両にて不足する場合には、運輸業者等から借上げて使用する。

## 第5章 水防上の重要箇所

### 第1節 重要水防箇所

市内の河川で、重要水防箇所は次表のとおりである。

重要水防箇所は、河川管理者等と水防管理者及び水防団等が合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
高浜川	稗田川	3.0k~3.2k	左	清水町二丁目 (鮫川合流点~中根橋)	200	B	新堤防(R4)	(積土のう工)

### 第2節 水防上重要な水こう門

水防上重要な水こう門は第2章第3節のとおりである。水こう門の管理責任者は、常に当該施設が十分にその機能を発揮できるように努めなければならない。

特に水防時には適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ本部長に報告するものとする。

## 第6章 水防に関連する予報・警報

### 第1節 気象庁・気象台が発表又は伝達する注意報・警報の種類、発表基準及び伝達系統

#### 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

種 類		発 表 基 準			
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき。（警戒レベル2） 具体的には、次の基準に到達すると予想される場合。			
		高浜市	表面雨量指数基準 <sup>*1</sup>	土壌雨量指数基準 <sup>*2</sup>	
			14以上	137以上	
	高潮注意報 (水防警報「準備」)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 具体的には、潮位が衣浦港で東京湾平均海面(TP)上1.6m以上に到達すると予想される場合。 (高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3相当。夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4相当。)			
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。（警戒レベル2） 具体的には、次の基準以上に到達すると予想される場合である。			
		高浜市	流域雨量指数基準 <sup>*3</sup>	複合基準 <sup>*4</sup>	指定河川洪水予報による基準
			稗田川流域=5	稗田川流域=[7, 5]	—
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、平均風速が陸上20m/s以上、海上23m/s以上に到達すると予想される場合。			
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき。 具体的には、平均風速が陸上20m/s以上、海上23m/s以上に到達すると予想され、雪を伴うとき。			
	大雨警報 (土砂災害) (浸水害) (土砂災害、浸水害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。（警戒レベル3相当） 具体的には、次の基準に到達すると予想された場合。			
		高浜市	浸水害	土砂災害	
		表面雨量指数基準 <sup>*1</sup>	土壌雨量指数基準 <sup>*2</sup>		
			23以上	202以上	
	高潮警報 (水防警報「出動」)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。（警戒レベル4相当） 具体的には、潮位が衣浦港で東京湾平均海面(TP)上2.0m*以上に到達すると予想されたとき。 * 愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表される場合がある。			

	洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。（警戒レベル3相当） 具体的には、次の基準以上に到達すると予想される場合。</p> <table border="1" data-bbox="443 293 1353 389"> <tr> <td data-bbox="443 293 568 349">高浜市</td> <td data-bbox="568 293 815 349">流域雨量指数基準<sup>*3</sup></td> <td data-bbox="815 293 1078 349">複合基準<sup>*4</sup></td> <td data-bbox="1078 293 1353 349">指定河川洪水情報による基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="568 349 815 389">稗田川流域=6.6</td> <td data-bbox="815 349 1078 389">稗田川流域=(11, 5.9)</td> <td data-bbox="1078 349 1353 389">矢作川[岩津・米津]</td> </tr> </table>	高浜市	流域雨量指数基準 <sup>*3</sup>	複合基準 <sup>*4</sup>	指定河川洪水情報による基準		稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11, 5.9)	矢作川[岩津・米津]
高浜市	流域雨量指数基準 <sup>*3</sup>	複合基準 <sup>*4</sup>	指定河川洪水情報による基準							
	稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11, 5.9)	矢作川[岩津・米津]							
特別警報	<p>大雨特別警報</p>	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 &lt;大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標&gt; 1 大雨特別警報（土砂災害）の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数<sup>*2</sup>の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨<sup>*6</sup>がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に「大雨特別警報（土砂災害）」を発表する。 2 大雨特別警報（浸水害）の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨<sup>*6</sup>がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ① 表面雨量指数<sup>*1</sup>として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数<sup>*3</sup>として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。</p>								
気象情報	高潮特別警報	<p>数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。（警戒レベル4相当） &lt;指標&gt; 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、「高潮特別警報」を発表する<sup>*7</sup>。</p> <p>1 全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</p> <p>2 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表） 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p>3 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表） 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。（警戒レベル4相当）</p> <p>4 「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象</p>								

	<p>庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>5 「早期注意情報（警報級の可能性）」</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。</p> <p>大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、警戒レベル1である。</p>
<p>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要</p>	<p>1 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数<sup>※2</sup>等の2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>2 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数<sup>※1</sup>の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul> <p>3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

※1 表面雨量指数：短時間豪雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。欄中の土壌雨量指数基準には、高浜市における基準の最低値を示す。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 複合基準：[表面雨量指数、流域雨量指数]の組み合わせによる基準値を示す。

※5 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

※6 激しい雨：1時間に概ね30ミリ以上の雨。

※7 台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

(注) 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

## 2 津波警報等の種類・内容等 (気象庁発表)

愛知県外海及び伊勢・三河湾の各津波予報区に対しては、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表される。

### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等地震が発生した時には、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震<sup>※</sup>については最速2分)を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)が、津波予報区単位で発表される。なお、大津波警報は特別警報に位置付けられる。

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表され、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等は、次表のとおり。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ <sup>※1</sup>		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報 <sup>※2</sup> )	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨 大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※2 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。  
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。  
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容は次表のとおり。

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※</sup> や予想される津波の高さ（発表内容は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照）を発表 <sup>※</sup> 発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が到達することもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の予想到達時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>※1</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>※2</sup>

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と「押し」又は「引き」の別、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は微弱）と表現

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と「押し」又は「引き」の別、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

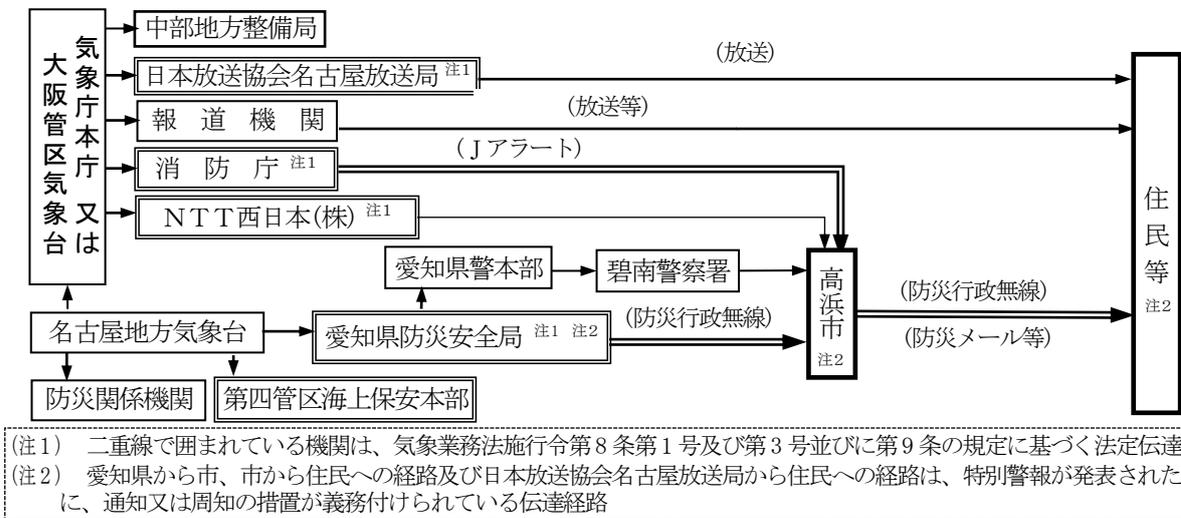
(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

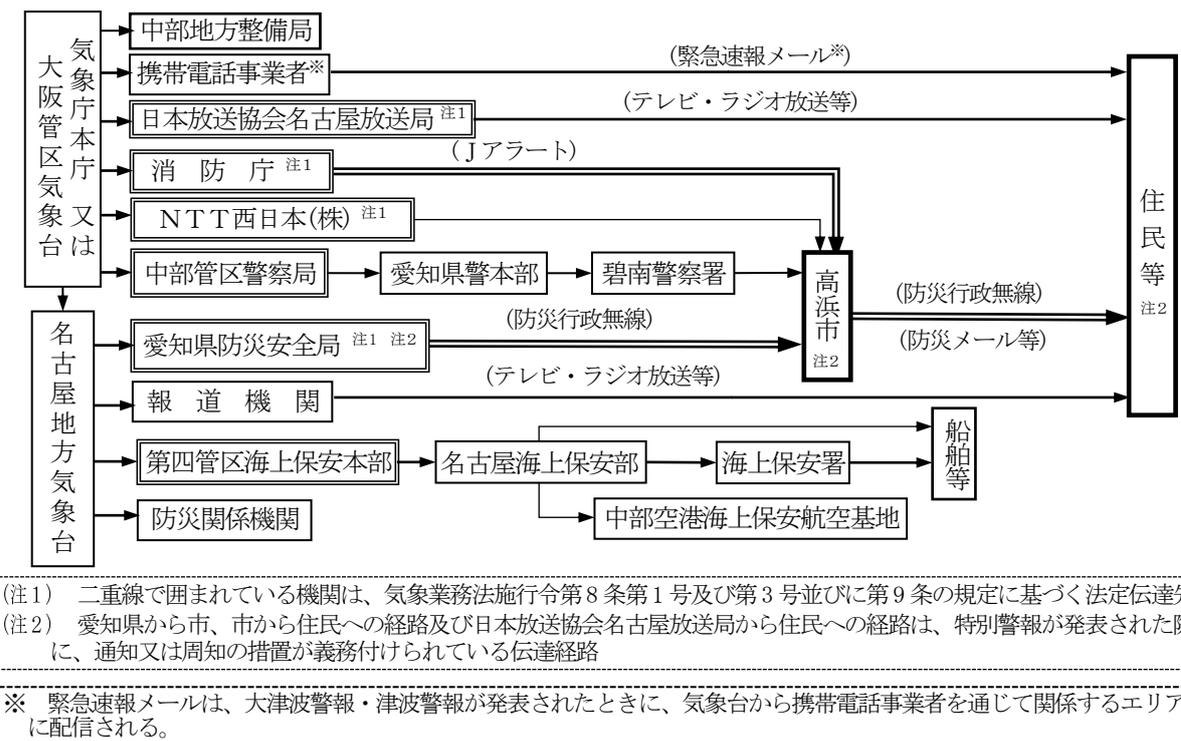
津波予報区	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、 <b>高浜市</b> 、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県（伊勢市以南を除く。）	（三重県の市町村は省略）

### 3 気象庁・気象台が発表する気象／水象に関する警報等の伝達系統

#### (1) 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図



#### (2) 津波警報等の伝達系統図



## 第2節 洪水予報河川に関する洪水予報

### 1 意義

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

### 2 洪水予報を行う河川及び実施区域

国土交通大臣が指定した河川

河川名	区 域		
矢作川	左岸	愛知県豊田市川田町二丁目二十九番地先	から海まで
	右岸	愛知県豊田市荒井町松島三百二十一番四地先	

### 3 洪水予報に関する基準地点

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
矢作川	岩津	愛知県岡崎市西蔵前町(左岸29.2k)	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	愛知県西尾市米津町(右岸9.8k)	4.90	6.00	9.90	10.30

### 4 洪水予報の種類等及び発表基準

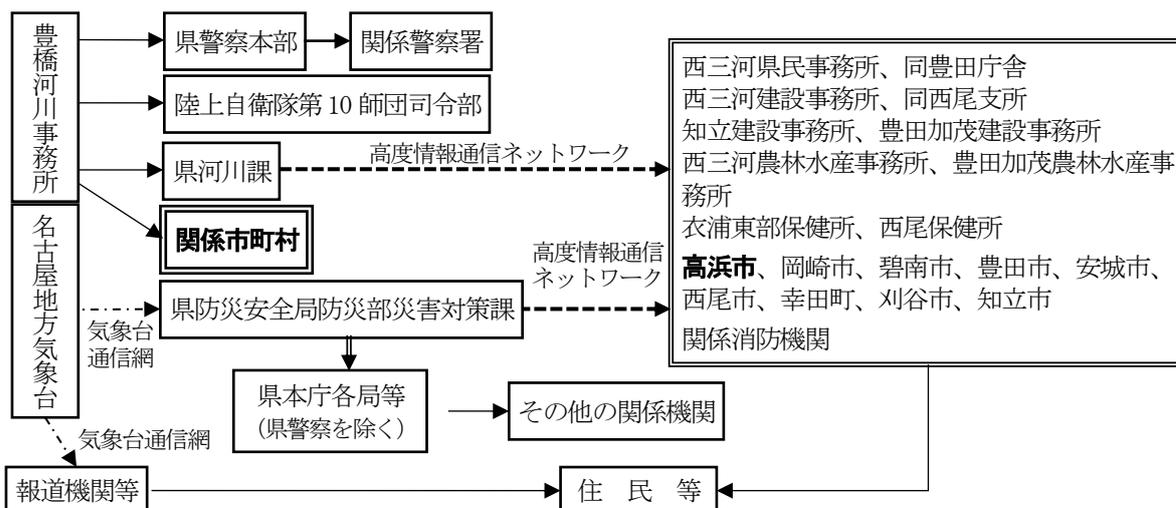
種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</li> </ul>
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く)</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

## 5 洪水予報伝達系統（矢作川）



## 3 節 水防警報

### 1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

### 2 洪水時の河川に関する水防警報

#### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。降雨等による河川の洪水に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 水防警報の対象水位観測所及び発表基準

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者 (量水標管理者)	対象 団体
矢作川	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸29.2km付近)	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1	豊橋河川 事務所長	豊田市 岡崎市
	米津	西尾市米津町 (右岸9.8km付近)	4.90	6.00	7.50	10.87	12.0 11.9		西尾市 碧南市

3 高潮時の海岸に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を指示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(2) 知事が水防警報を行う海岸とその区域

海岸名	区 域	
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

#### 4 津波に関する水防警報

##### (1) 知事が水防警報を行う海岸

地域	発表区域 (市町村名)	発表基準 (標高m)		堤防高 (標高m)	発表者 (建設事務所長)
		準備	出動		
西三河南部	高浜市	1.6	2.0	+3.6~4.1	知立
	刈谷市	1.6	2.3		
	碧南市	1.6	2.2	(省略)	西三河
	西尾市	1.6	2.3	(省略)	

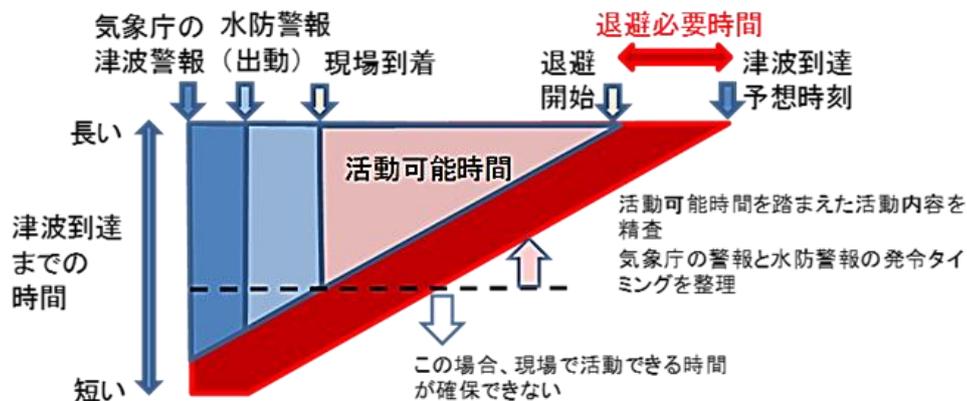
##### (2) 国土交通大臣が津波の河川溯上に関し水防警報を行う区域

河川名	位置	
矢作川	右岸	河口から10.4kmまで
	左岸	河口から15.0kmまで

##### (3) 水防警報の種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

- ※ 日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。
- ※ 各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



- ※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間＝退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

#### 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。	地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要

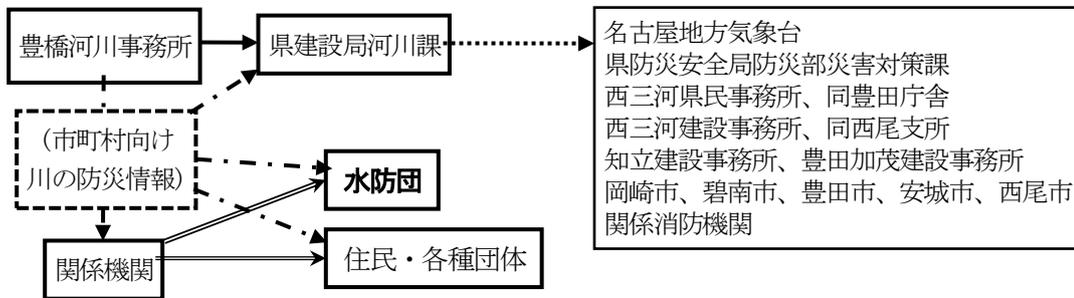
		と認めるときは発表することができる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川（又は海岸）状況が解消したと認める場合。

注) 津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置をとること。

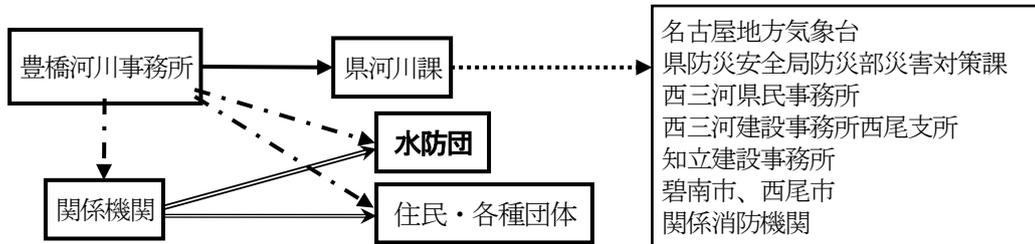
(4) 水防警報の伝達

凡	————→	一般回線ファックス
	.....→	高度情報通信ネットワーク
例	- - - ->	インターネット(市町村向け川の防災情報)
	====→	防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、サイレン(同報無線)、電話、広報車等

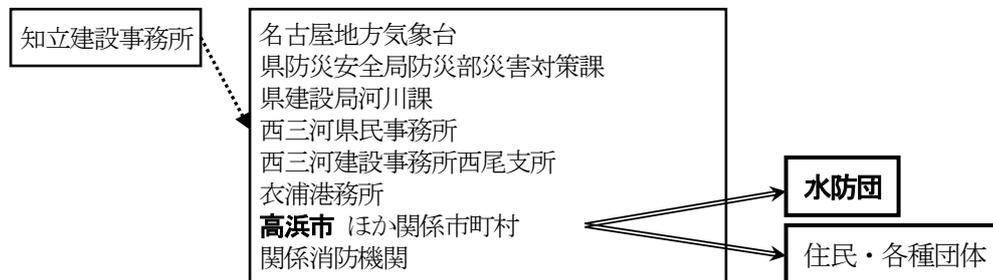
ア 矢作川（高橋・岩津・岡崎・米津地区）



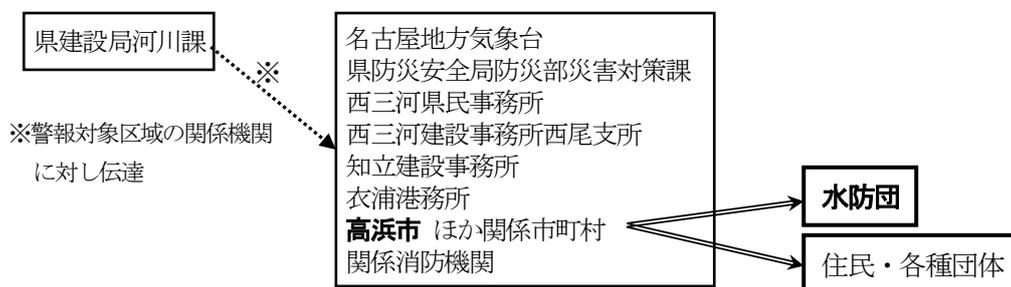
イ 矢作川（津波水防警報）



ウ 高潮水防警報（愛知県沿岸）（関係箇所のみ抜粋）



エ 津波水防警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）（関係箇所のみ抜粋）



## 第7章 水位情報の周知

### 第1節 水位情報

#### 1 高潮の水位情報

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の3）

#### 2 河川の水位情報（高浜市に該当なし）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は、市町村が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

#### 3 公共下水道等の水位情報（高浜市に該当なし）

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等（水位周知下水道）の排水施設等について、雨水出水特別警戒区域を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の2第1項・第2項）

### 第2節 洪水予報河川に関する洪水予報

#### 1 知事が指定した海岸・区域

海岸名	区域（起点～終点）		指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日

#### 2 基準水位

##### (1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	愛知県河川課長

##### (2) 高潮警戒水位※

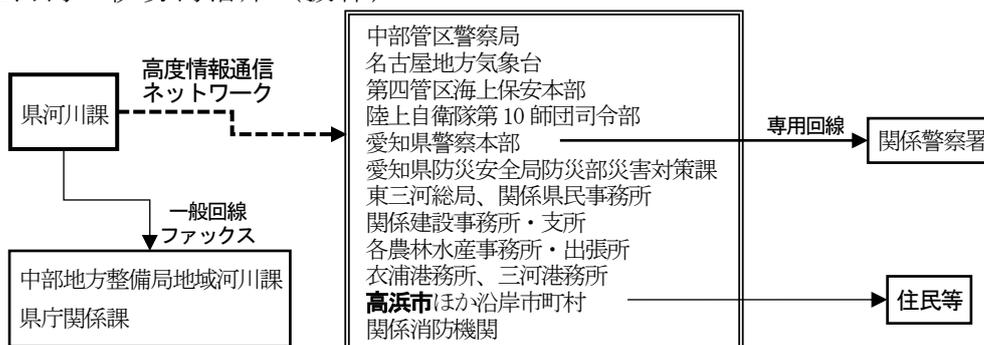
海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	愛知県河川課長

※ 高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

### 第3節 水位情報伝達系統

知事が水位情報の周知を行う海岸

三河湾・伊勢湾沿岸（抜粋）



## 第8章 水防活動

### 第1節 雨量・水位・潮位の監視と通報

- 1 水防管理団体の事務  
愛知県水防テレメーターシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。
- 2 愛知県テレメーターシステム  
無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、愛知県水防本部と各建設事務所間で整備している。（別表1参照）

### 第2節 監視及び警戒とその処置

- 1 巡視責任者及び担当区域  
巡視責任者は、水防分団長として、高浜市水防分団分担区域内を担当区域とする。
- 2 巡視方法  
巡視責任者は、暴風又は大雨、高潮、津波の警報があった時は予め計画選定した団員を各要所に配置して区域内を巡視し、異常の有無をたしかめるとともに次の場合は、速やかに水防本部に通報するものとする。
  - (1) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
  - (2) 前号通報後の増水状況
  - (3) その他水防上必要な事項
- 3 巡視責任者の処置  
巡視中又はその他水防に異常を発見した時は、巡視責任者は、巡視をして可能な限り、臨機の措置を講ずるとともに、速やかに水防本部長に対して次の要領により報告をし、指示を受けるものとする。
  - (1) 異常を発見した場所、範囲、その他の状況
  - (2) 人畜及びその他の被害
  - (3) 応援の要否（人員、資材、器具、通路、場所等）
  - (4) 臨機措置の状況
  - (5) その他参考事項

### 第3節 水防作業

- 1 水防工法  
水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせ初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々で行う必要がある。  
工法を選ぶにあたっては、堤防組成材料、流速、堤防斜面、沿岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。
- 2 水防活動上の心得
  - (1) 命令なくして部所を離れるなどの勝手な行動をとらない。
  - (2) 作業中は、私語をつつし終始敢闘精神をもってあたること。
  - (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「水があふれる」とか「堤防の決壊」等の想像による言動をしないこと。
  - (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせたりしないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
  - (5) 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、耐水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその後である。しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水水

位の3/4位に減水したときがもっとも危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

#### 第4節 立退き避難の決定と指示等

##### 1 立退き避難

水防本部長は、水害の発生恐れがあり、立退き避難を要すると判断した時は、その区域の住民に対して立退き避難を指示する。

##### 2 立退き避難の連絡方法

###### (1) その時点における使用可能な方法

サイレン（同報無線）、防災メール、防災ラジオ、広報車、電話等により周知させる。

###### (2) サイレン（同報無線）

約3秒                      約3秒                      約3秒  
———                      ———                      ———  
約2秒                      約2秒

##### 3 立退き避難先及び順序

###### (1) 避難場所

避難場所は、原則として高浜市地域防災計画に定める指定緊急避難場所とする。ただし、これによりがたい場合は、直近安全な公共建物を優先使用するものとする。

###### (2) 立退き避難順序

妊産婦、傷病人、幼老者を優先し、一般壮年男女はその次とする。

###### (3) 移送方法

避難者が各自に行うことを原則とする。ただし、自分により避難することの不可能な者については、市において車両舟艇等により行うものとする。

#### 第5節 出動信号及び水防標識

##### 1 出動信号

水防団等に属する者の全員に出動すべきことを知らせる出動信号は次のとおりとする。

###### (1) その時点における使用可能な方法

電話、サイレン（同報無線）、防災メール等により知らせる。

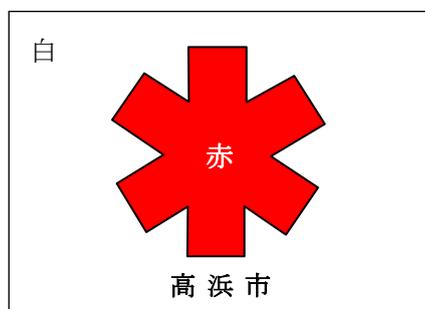
###### (2) サイレン（同報無線）

約5秒                      約5秒                      約5秒  
———                      ———                      ———  
約6秒                      約6秒

##### 2 水防標識

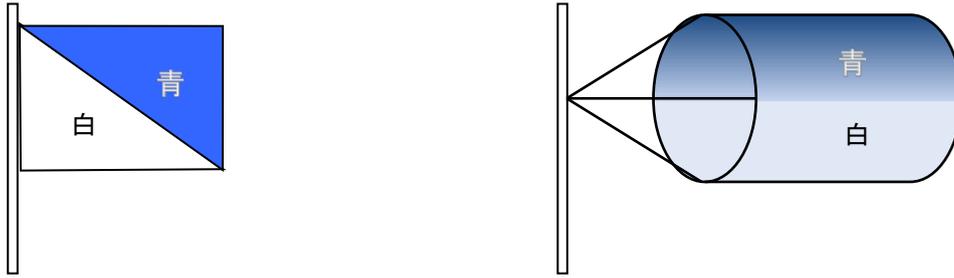
###### (1) 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、次の標識を用いるものとする。



(2) 水防警報発表標識

水防警報発表の標識は、次のいずれかを用いるものとする。



## 第6節 決壊後の処置並びに被害状況の報告

### 1 決壊等の通報（法第25条）

#### (1) 決壊等の意味

決壊とは、堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊（破堤）	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ 堤防斜面（法）崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水（水のおふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

#### (2) 速報

##### ア 速報の意義と留意点

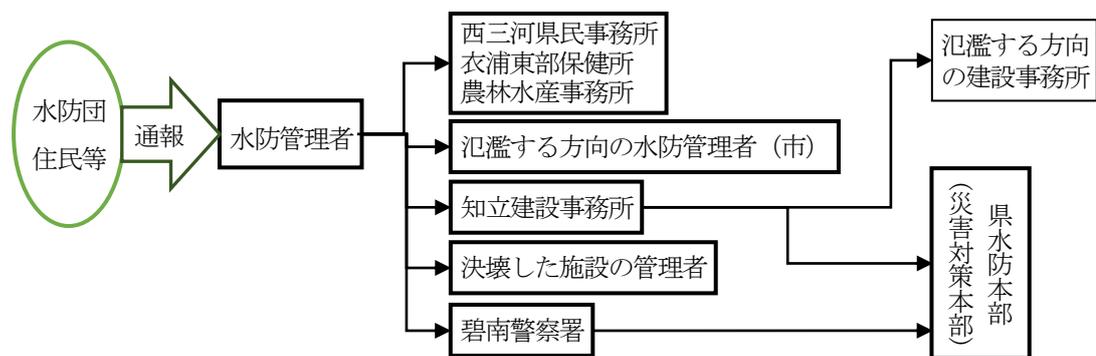
初動時において、災害対策上は「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、何があったか」が基本となる。速報における留意点は、以下のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し、併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

##### イ 速報の伝達経路

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫、又は氾濫のおそれがあるときは、直ちに知立建設事務所、決壊した施設の管理者（知立建設事務所、衣浦港務所）、氾濫する方向の水防管理者及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は、次図のとおりである。



#### ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

水防管理者（市町村）は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

#### 2 決壊後の処置（法第26条）

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- (1) 適切な水防工法の実施（第8章第3節）
- (2) 立退き避難の指示等（第8章第4節）
- (3) 関係機関への通報（第8章第6節）
- (4) 自衛隊の派遣要請を知事に要求

#### 3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

- (1) 人的・住家被害があった場合、水防管理者は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し、県に報告する。
- (2) 公共土木施設被害があった場合、水防管理者は、被害状況を取りまとめ、知立建設事務所又は衣浦港務所に報告する。

### 第7節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、知立建設事務所に通知するものとする。

### 第8節 公用負担

#### 1 公用負担権限

- (1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）
  - ア 必要な土地の一時使用
  - イ 土石、竹木その他資材の使用若しくは収用
  - ウ 車両その他の運搬用器具の使用
  - エ 工作物その他の障害物の処分
- (2) 水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、次の事項を行うことができる。（法第28条第2項）
  - ア 必要な土地の一時使用
  - イ 土石、竹木その他資材の使用
  - ウ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用

#### 2 公用負担の証票

- (1) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
高浜市水防団 氏 名	
上記の者に を証明します。	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。
年 月 日	
高浜市長	印

(2) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)	公 用 負 担 証		
目的別 負担内容	種 類 使用	収用	処分等
年 月 日	高 浜 市 長		印
殿	事務取扱者		印

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は、時価によりその損失を補償しなければならない。(法第28条第3項)

**第9節 水防報告**

水防管理者は、**県水防本部からの指示があった場合**、水防が終結したときから3日以内に次の事項を取りまとめて、愛知県水防計画第10章第11節の第1号様式及び第2号様式により、知立建設事務所長に報告する。(法第47条)

- ア 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- イ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- ウ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- エ 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- オ 使用資器材の種類・数量
- カ 法28条による公用負担の内容
- キ 応援の状況
- ク 立退き避難の指示又は緊急安全確保措置の指示の発令日時、発令区域
- ケ 水防関係者の死傷
- コ 水防功労者及び功績
- サ 水防管理者の所見
- シ その他必要事項

## 第9章 他の水防機関等との協力応援

### 第1節 一般住民の義務等

#### 1 警戒区域

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防活動上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

#### 2 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。（法第24条）

#### 3 立退きの指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（法第29条）

### 第2節 警察官の援助

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

### 第3節 自衛隊の災害派遣

市長は、水害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に派遣要請を要求することができる。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。（災対法第68条の2）

#### 1 災害派遣要請者

知事

#### 2 災害派遣要請手続

知事は、災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。（自衛隊法第83条第1項）

なお、この際には、次の事項を明らかにするものとする。（自衛隊法施行令第106条）

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

#### 3 災害派遣部隊の受け入れ

市長は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が十分達成されるよう努めるものとする。

- (1) 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。
- (2) 派遣部隊との連絡員の決定をすること。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。
- (4) 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

#### 4 その他

この計画に定めるもののほかは、高浜市地域防災計画に定めるところによる。

### 第4節 河川管理者の協力

水防管理者は、水防計画へ河川管理者の協力事項を記載するときは、河川管理者と協議し、同意を得なければならない。河川管理者の協力の必要な事項は、次のとおりとする。

- 1 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

#### **第5節 水防管理団体相互の応援及び相互協定**

水防のため緊急の必要があるとき、水防管理者は、協定に基づき他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めるものとする。

また、他の市町村長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のために派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

## 第 10 章 その他

### 第 1 節 事業所専用水門等の管理

事業所専用水門等について、事業所は、県並びに市と事前に協議し、災害発生の恐れあるときは、未然に災害の防除に努めなければならない。

### 第 2 節 水防施設の管理

水防団は定期的に樋門等の操作点検を行い、水防施設の維持管理に努めなければならない。

### 第 3 節 水防訓練

水防管理者は、毎年5月から8月までに1回以上、水防訓練を計画実施するものとする。訓練の内容は次のとおりとする。

- (1) 水門等の開閉
- (2) 水防工法
- (3) 増水、潮位観測
- (4) 通報、動員
- (5) 避難、立退き
- (6) その他水防に関する事項

### 第 4 節 水防協力団体

#### 1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

#### 2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

#### 3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

#### 4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、高浜市水防協力団体指定要領（別添1）に基づき、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、高浜市における水防協力団体との水防協働活動実施要領（別添2）の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

## 別添 1

### 高浜市水防協力団体指定要領

#### (通則)

第1条 高浜市における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

#### (水防協力団体の要件)

第2条 水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

#### (水防協力団体の業務)

第3条 水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### (水防協力団体の申請方法)

第4条 水防協力団体の要件を満たす者で、高浜市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「高浜市水防協力団体指定申請書」(様式1)に「水防協力団体活動業務計画書」(様式2)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。

2 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

#### (水防協力団体の指定)

第5条 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実にを行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「高浜市水防協力団体認定書」(様式3)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

2 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

#### (その他)

第6条 この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式1 (第4条関係)

高浜市水防協力団体指定申請書

年 月 日

高浜市水防管理者

高浜市長

様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

水防法第36条第1項及び高浜市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、高浜市水防協力団体の指定を受けたいので、別途「水防協力団体協力活動業務計画書」(様式2)を添えて申請します。

様式2 (第4条関係)

年 月 日

高浜市水防管理者

高浜市長 様

住 所  
(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

高浜市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

(自由記載)

【記載例】

平時の活動事例

- ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
- ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
- ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
- ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
- ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
- ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

- ・土のうの袋詰めや運搬
- ・子どもやお年寄りなどの救護
- ・住民の避難誘導、避難所開設
- ・運営への支援
- ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
- ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

様式3 (第5条関係)

高浜市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所  
(事務所所在地)

団体の名所

代 表 者 様

高浜市水防管理者  
高浜市長

水防法第36条第1項及び高浜市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を高浜市水防協力団体に指定します。

## 別添 2

### 高浜市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

(趣旨)

第1条 高浜市における水防活動は、高浜市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

(水防団等と水防協力団体との連携)

第2条 水防法第36条及び高浜市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

(活動報告書の提出)

第3条 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」(別紙)を提出させることができる。

(情報提供等)

第4条 水防関係者は、高浜市水防協力団体指定要領4に基づき提供された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

(その他)

第5条 この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

高浜市水防協力団体活動報告書

年 月 日

高浜市水防管理者

高浜市長

様

住 所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、高浜市における水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。

別表 1

1 愛知県水防テレメーターシステム雨量観測局（高浜川水系）

観測所	所在地
安城	安城市桜町18番23号（安城市役所）
高浜川	碧南市丸山町1丁目34番地（高浜川水門）

2 愛知県水防テレメーターシステム水位観測局（高浜川水系、知立建設事務所所管）

河川名	観測所	所在地	単位	第1基準 (水防団待機水位)	第2基準 (氾濫注意水位)	氾濫危険水位	堤防高
高浜川	衣ヶ浦	高浜市田戸町三丁目50番地先	TPm	—	—	(3.65)	4.0
	高浜川水門内水位	碧南市丸山町1丁目34番地		(0.90)	(0.90)	(1.40)	—
	高浜川水門外水位	碧南市丸山町1丁目34番地		(1.10)	(1.10)	(3.65)	—
油ヶ淵	碧南市金山町2丁目1番地13地先	—		—	(1.40)	3.0	

( ) は水防警報（水位周知）基準水位ではないため、参考値としての水位

3 愛知県水防テレメーターシステム潮位観測局

海岸名	箇所	観測所	所管	所在地	単位	零点高 (T.P.)	満潮位*	堤防高
伊勢湾	名古屋港	天白川河口	尾張	東海市南柴田町リノ割363-12	m	0.00	4.52	4.6
	鬼崎漁港	鬼崎	知多	常滑市港町2		0.00	3.58	5.5
三河湾	師崎漁港	師崎		知多郡南知多町大字師崎字林崎		0.00	3.34	4.2
	衣浦港	衣浦港	半田市十号地	0.00		3.65	4.5	
	一色漁港	一色	西三河	西尾市一色町坂田新田字築合		0.00	3.47	4.4
	形原漁港	形原	東三河	蒲郡市形原町港町		0.00	3.47	5.1
	三河湾	三河港		豊橋市神野ふ頭町3-9		0.00	3.47	6.0
福江港	福江	田原市福江町日比浜		0.00		2.53	4.5	

※ 台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

注 令和3年1月29日、測地成果2011に基づき観測基準面を見直している。

4 危機管理型水位計

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」(<https://k.river.go.jp/>)に掲載される。

県一連番号	所管建設事務所	水系名	河川名	設置場所	市町村
120	知立建設事務所	前川	江添川	依高橋	刈谷市
132		高浜川	稗田川	法響橋	高浜市

別表 2

災害時における水防関係者等の連絡先

機 関 名	N T T 電 話	無 線 番 号 ( 備 考 )
県庁建設局河川課	(052) 954-6552	600-2723
県庁防災安全局防災部災害対策課	(052) 954-6193	600-2512
〃 消防保安課	(052) 954-6144	600-2526
衣浦港務所	(0569) 21-2450	
知立建設事務所	(0566) 82-6461	617-457
西三河県民事務所	(0564) 27-2706 (防災) , 2780 (消防)	605-2267, 2268, 2269
碧南警察署	(0566) 46-0110	
中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所	(0566) 27-6702	
高浜市水防本部	(0566) 52-1111(代)	(市役所)
高浜消防署	(0566) 52-1190	
陸上自衛隊豊川駐屯地 中部方面特科連隊第2大隊	(0533)86-3151(代) (内線3125, 3123, 当直3290)	8240-33

別表 3

水防に必要な資材等不足の際の購入先

品名	購 入 先	住 所	電 話 番 号
土のう袋 ロープ	堺 屋 (株)	高浜市稗田町二丁目	53-0650
縄	J A あいち中央農業協同組合 (高浜営農センター)	〃 本郷町六丁目	53-2098
杭木	高 浜 木 材 (株)	〃 碧海町二丁目	53-1424
〃	伴 幸 木 材 (株)	〃 〃 三丁目	53-0066

# 高浜市水防施設図

